（生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第三十九条　生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成三十年財務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「（歳入日付印）」を「（歳入日付等）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○厚生労働省令第百九十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月四日　　厚生労働大臣　田村　憲久

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「場合、」を「場合並びに」に、「成分規格、」を「成分規格並びに」に改め、「並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」及び「並びに器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造の方法の基準」を削る。

第三条中「場合、」を「場合並びに」に改め、「並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」を削る。

別表の三　乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の部を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月四日　　厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係）	**別表第一**（第十二条関係）
一～二百四　（略）	一～二百四　（略）
二百五　L―酒石酸カリウム（別名*d*―酒石酸カリウム）	（新設）
二百六～四百　（略）	二百五～三百九十九　（略）
四百一　メタ酒石酸	（新設）
四百二～四百六十八　（略）	四百～四百六十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。